

## 太宰府市ソーシャルメディア公式アカウントに関するガイドライン

平成 23 年 11 月 22 日

平成 28 年 6 月 20 日改正

太宰府市経営企画課

### (目的)

1. このガイドラインは、太宰府市がソーシャルメディア公式アカウントを取得し、ソーシャルメディアを通じて情報提供を行うためのルールを定める。

### (適用)

2. このガイドラインは「太宰府市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づき、本市の公式アカウントにおいて情報を発信する際に適用する。

### (運営方法)

3. 本市公式アカウントの取得及び管理は、経営企画課が行う。

### (投稿)

4. 各所属長からの依頼に基づき、経営企画課が情報の発信を行う。情報の発信は、原則として経営企画課長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げる場合は経営企画課の判断により情報を発信できるものとする。

(1) 既に市公式ホームページに掲載されている情報を発信する場合

(2) イベント等の現状などについて発信する場合

### (返信)

5. リプライ(返信)、ダイレクトメッセージへの返信、フォロー返し、コメントへの反応は行わないこととする。

### (コメント等の削除)

6. 公式アカウントの運用にあたって、投稿内容に関係のないコメントや、下

記事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (5) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (6) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (7) 営利を目的としたもの
- (8) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (9) 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- (10) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (11) 同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通ったコメント
- (12) ソーシャルメディアの利用規約に反するもの
- (13) 第三者が不快に感じて削除の依頼があり、且つ管理者も削除が適当であると判断したもの
- (14) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(表記について)

7. 専門用語を多用せず、平易な言葉で丁寧に伝えることとする。

(投稿する際の留意事項)

8. 公式アカウントにより情報を発信する場合は次の事項に留意しなければならない。

- (1) 職員としての自覚を持ち、法令及び「太宰府市職員のソーシャルメ

ディアの利用に関するガイドライン」を遵守しなければならない。

- (2) 公式アカウントを業務目的外に使用してはならない。
- (3) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに留意しなければならない。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。
- (5) 意図せずして発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。